

豊田市地域活動支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1項第6号に定める地域活動支援事業のうち、地域活動支援センター事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び事業形態)

第2条 この事業は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第27項の規定に基づき、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う基礎的事業を実施するものをいう。

2 前項の基礎的事業に加え、地域活動支援センターは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機能強化事業を行うことができる。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

ア 地域活動支援センターⅠ型（以下「Ⅰ型」という。）は、専門職員等を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

イ 指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の指定を受け、相談支援事業を実施し、又は市長の委託を受けて当該事業を実施していることを条件とする。

(2) 地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センターⅢ型（以下「Ⅲ型」という。）は、障がい者小規模作業所としての運営実績を5年以上有し、安定的な運営が図られていることを条件とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、市長又は法人格を有する者（以下「運営主体」という。）とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人又は医療法人に委託することができる。

3 前項の規定により、市長が事業運営を委託する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該委託先を運営主体とする。

(実施施設等)

第4条 前条第1項に規定する運営主体のうち、法人格を有する者が事業を実施する場合においては、豊田市地域生活支援事業所指定要綱に基づき、市長から指定を受けなければならない。ただし、前条第2項の規定により、市長の委託を受けて事業を実施する場合はこの限りでない。

- 2 運営主体は、事業を実施する施設の名称、開所日、開所時間及び実施場所を定めなければならない。ただし、前条第2項の規定により委託を受けた運営主体が運営する施設で、特に必要があると認められるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開所日又は開所時間を変更することができる。

(利用対象者)

第5条 この事業を利用することができる者は、社会参加が困難であり、地域での居場所や訓練等を必要とする在宅の者で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれかを満たす者とする。

(1) I型の利用対象者

ア 市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、住民基本台帳に記録されている者

イ 「地域活動支援センター事業に係る利用に関する協定書」を締結している市町村が利用を認めた市外の者

ウ ア及びイに定める者のほか、市長が特に必要と認めた者

(2) III型の利用対象者

ア 市内に居住し、住民基本台帳法の規定に基づき、住民基本台帳に記録されている者

イ 住所地特例対象の者であり、市外に所在する総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を実施する事業所を利用している者、同条第17項に規定する共同生活援助を実施する事業所を利用している者又は同条第28項に規定する福祉ホームに入居している者

ウ ア及びイに定める者のほか、市長が特に必要と認めた者

(設備及び運営基準)

第6条 事業の実施に係る設備及び運営の基準は、豊田市指定障がい福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成24年条例第54号)に準ずるものとする。ただし、職員の配置の基準については、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項の基礎的事業のみを行う地域活動支援センター

ア 施設長 1名

イ 指導員 2名以上

(2) I型

ア 施設長 1名

イ 指導員 3名以上

(3) III型

ア 施設長 1名

イ 指導員 2名以上

- 2 前項各号に定める施設長は、管理上支障がない場合、当該地域活動支援セ

ンターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。

3 基礎的事業のみ行う地域活動支援センターは、第1項第1号に定める職員のうち1名以上は常勤かつ1名以上は専任者とする。

4 I型は、第1項第2号に定める職員のうち2名以上は常勤かつ1名以上は専任者とし、このうち1名以上の精神保健福祉士等の専門職を配置する。

5 III型は、第1項第3号に定める職員のうち1名以上は常勤とし、1名以上は専任者とする。

(実施事業)

第7条 運営主体が実施する事業は、市長が別に定める。

(給付単位数)

第8条 III型に係る給付単位数は、豊田市日中一時支援事業実施要綱第4条別表に定める地域生活支援デイサービス事業の給付単位数を準用する。

(豊田市障がい者総合支援規則の準用)

第9条 III型で行う事業の利用申請、支給決定等については、豊田市障がい者総合支援規則(平成18年規則第5号。以下「規則」という。)第4条から第10条までの規定を準用する。

2 前項において準用する規則第5条第1項に規定する支給決定については、平成18年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」(障発第0928001号)の範囲内で行うものとする。

(記録の整備)

第10条 運営主体は、次の帳簿を備えなければならない。

(1) 管理に関するもの

ア 指導員出勤台帳

イ 活動日誌

(2) 処遇に関するもの

ア 利用者関係記録書

イ 指導訓練記録書

(3) 経理に関するもの

ア 予算及び決算書

イ 収入・支出伺簿

ウ 金銭出納簿

(4) その他市長が必要と認めた帳簿

(事故及び非常災害対策)

第11条 運営主体は、万一の事故に備えて相当する保険に加入する等の対策を講じなければならない。

2 運営主体は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を

立てるとともに、定期的に避難救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(職員の研修)

第12条 運営主体は、職員の資質向上のために、事業所が所在する自治体等が実施する研修会、研究会等に出席するよう努めなければならない。

(報告)

第13条 運営主体は、次項及び第3項に定めるところにより運営管理状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、地域活動支援センター月次報告(様式第1号)(以下「月報」という。)及び年次報告(様式第2号)(以下「年報」という。)により行うものとする。

3 月報は翌月10日まで、年報は翌年度の4月10日までに市長に提出するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。